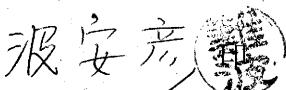


## 様式第1号（第3条関係）

## 市民の憲章検討委員会会議録

会議の名称	第1回市民の憲章検討委員会
開催日時	平成22年10月25日（月）19時00分開会 20時28分閉会
開催場所	社福祉センター 2階 レクリエーション室
委員長氏名	市民の憲章検討委員会 委員長 難波 安彦
出席者氏名	難波 安彦、白井 政義、テーラー 幸恵、春名 裕志、 大西 世津子、安田 さち子、田尻 一平
議題	(1) 市民の憲章検討委員会について (2) 市民の憲章検討委員会の運営について (3) 市民憲章の概要について (4) 制定スケジュールについて (5) 市民憲章の素案について (6) 意見交換
会議の経過	別紙のとおり
会議録の確定	平成22年11月19日 委員長 難波 安彦 

## 第1回市民の憲章検討委員会（会議の経過）

<b>【委嘱状の交付】</b> 市長から代表者1名に委嘱状を交付。（他の委員は机上交付。）	
<b>【1 開会】</b> 事務局から開会を宣言。	
<b>【2 あいさつ】</b> 市長からあいさつ。	
<b>【3 委員紹介】</b> 事務局から委員名簿の順に紹介。	
<b>【4 委員長選出】</b> 難波安彦委員を委員長に選出。	
委員長	<p>(就任あいさつ) 憲章はまちづくりの指針の一つになるものであり、また長く残るものですから、最上のものを作れればと思っています。よろしくお願ひします。</p> <p>(副委員長選任) 協議に入る前に、副委員長を選任します。市民の憲章検討委員会設置要綱第6条第3項に基づき、副委員長には加東市長会長の臼井さんにお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<b>【5 協議】</b> (1) 市民の憲章検討委員会について (2) 市民の憲章検討委員会の運営について	
委員長	それでは協議に入ります。次第に基づき、事務局から順次説明をお願いします。
事務局	(会議資料並びに資料1「市民の憲章検討委員会設置要綱」及び資料2「市民の憲章検討委員会会議運営規程(案)」により説明を行う。)
委員長	事務局からの説明が終わりました。意見、質問等はありませんか。
<b>【主な意見（要旨）】</b>	
A委員	<p>《制定スケジュールについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回と2回目である程度完成したものを作るこのスケジュールは、無理がある。</li> </ul>
委員長	(⇒この件については、協議項目「(4)制定スケジュールについて」で協議する。)
<b>《会議の公開について》</b>	
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録をホームページで公開し、広く意見を求めた方がより活発な意見、議論ができる。</li> </ul>
事務局	(⇒ホームページ上での公開を予定している。)

委員長	<p>それでは、運営規定を含めた今までのことについて了承いただけますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、認めていただいたものとします。</p>
【5 協議】	(3) 市民憲章の概要について (4) 制定スケジュールについて
委員長	次の議題について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(会議資料により、市民憲章の概要と制定スケジュールについて説明を行う。)
委員長	事務局からの説明が終わりました。意見、質問等はありませんか。
<b>【主な意見（要旨）】</b>	
A 委員	<p>《制定スケジュールについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈事前配布資料に基づき事務局が各委員から意見聴取、調整をしたものを作成する形式に対して〉意見の共有、お互い面と向かって話をするのが大事。憲章は市民参加のまちづくりの総合的な根拠になり続けるものであるのに、意見募集では4件しか集まっていないという意識の低さ。やはり委員会を重ねていくべきものではないか。</li> </ul>
B 委員	<p>《憲章文案等の公募について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加はまず出発点。再度公募をかけて一人でも多い私案、意見を聞く必要がある。スーパー等に憲章文案募集の用紙を置くとともに、小学校、中学校、高校など、若い世代の意見を聞いてはどうか。</li> </ul>
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店へのチラシ設置については、なかなか了承が得られない。</li> </ul> <p>P T A、学校の子どもを巻き込むという意見があったが、どこまで協力を得られるかが問題。行政が行う最善の広報手段を用いた結果が4件であった。市民巻き込むというのは理想の形だが、ある程度の落としどころも必要ではないか。</p>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民から見ると市民憲章は高嶺の花的な高い存在、難しいものと考えている。新しい提案方法で行ったところで、画期的な言葉、案が出てくるとは思えない。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビの文字放送はあまり見られない。またパソコンを使わない人はホームページを利用できない。それらの方もいろいろな意見を持っているので広報の方法を変え、募集用紙を作成・配布する方が</li> </ul>

	効果がある。
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表である私たちが意見・素案を持ち寄って討議し、それを整理精査する責務で、私は委員会として成り立つと思う。</li> </ul> <p>《意見の聴取について》</p>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員全員に意見を聞くとともに、部長級としてどういうまちづくりイメージを持っているのか、市役所部長級職員の委員会への出席を提案する。</li> </ul>
委員長	<p>(⇒行政主導という印象を市民に与えるように思うので、あまり好ましくないと思う。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する団体の会合の中で憲章に対する意見もらつても構わないか。 (⇒私案としてその中に盛り込むのは結構かと思う。)</li> </ul>
D 委員 事務局	<p>(⇒公募は日程的に難しいので、せめてパブリックコメントで多くの意見が出た方が望ましい。いろんな形で呼びかけてほしい。)</p>
委員長	
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日集まりの方も背景が違い、職業が違い、家庭が違う市民の方などで、市民の声を十分聞けると思う。</li> </ul>
事務局	<p>委員の提案をもって協議する意見と、事務局が会議前の意見調整を行う方法ではなく顔を付き合わせ意見交換しながら会を進める意見がありますが、11月後半に開催回数を1回増やし、私案等を検討いただくことはどうでしょうか。</p> <p>また、市民憲章を市民参加で作るべきについて議論が集中していますが、それを作るのが市民参加だということではなしに、いかに行動しやすい憲章を作るかというところで協議いただければ。委員それぞれ立場が違い、さまざまな知識、経験をお持ちと思うので、文案等が100、200あっていいものができることも大事ですが、皆さんの経験を基に取り組んでいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>それではよろしいでしょうか。再公募は見送ります。ただパブリックコメントの段階では、できるだけ各種団体から意見をいただきたいと思います。原案が出ないと意見を出しにくいので、我々も市民の代表なので我々で素案を作り、市民からコメントをいただきよりよいものにしていくというステップをとればと思うが、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは回数に関してはどうでしょうか。</p>
C 委員	先ほど事務局から提案があったように、11月にもう1回。素案の素

	案を作る段階で。
事務局	そのあたりを目途に 1 回追加し、計 4 回の会議を設けます。
委員長	では、スケジュール案に関しては早急に相談し、12月中旬の前に1回開催し、開催回数を4回とすることを決めます。日程調整については最後で協議します。
A 委員	<p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料をまえもって郵送してほしい。初見で意見を求められてもなかなか言えない。事前に熟読した方が会議の効率も上がり、よりいい意見が出ると思う。</li> </ul>
事務局	(⇒可能な限り、事前配布をします。)
<b>【5 協議】 (5) 市民憲章の素案について</b>	
委員長	次の議題について説明をお願いします。
事務局	(会議資料並びに資料3「市民憲章の文案等募集結果について」により説明を行う。)
委員長	素案について、またベースになる私案について説明がありましたが、質問、意見等はありませんか。
<b>【主な意見（要旨）】</b>	
	《私案について》
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から前文本文の2部構成でという話があったが、事務局案である定型とするのか、非定型とするのか。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型の方がすんなりと入りやすい気がする。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文面はやさしくても憲章となれば、一つ何々、一つ何々、という箇条書き方が引き締まる。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文を5か条にするか3か条にするかという話も一緒に決めてしまう方がよいのではないか。</li> </ul>
委員長	初めは制約が無いようにした方がさまざまな意見ができると思う。定型か非定型かは統一しておいた方がいいと思うが、あとはできるだけフリーな形で進めた方がいいと思う。結果として10になるか、3になるか分からぬが、そういう議論をするために回数が4回となったと理解している。

	<p>ではよろしいでしょうか。定型方式による私案を出して、その私案を基に1回はフリートーキングみたいなものを作ると、そういうことでいいですか。</p> <p>(次回開催日を11月25日午後7時からとし、また、私案の提出日を11月22日に決定。)</p>
委員長	<p>以上の点で質問、意見等はありませんか。</p> <p>次回は、各委員の私案を事務局でまとめ、それをもってフリートーキングをしたい。早速私案作りに取り組んでいただくが、よろしくお願ひします。</p> <p>これをもって、第1回の委員会を終了します。</p>